

2026年5月19日

受益者の皆さまへ

アセットマネジメントOne株式会社

「世界株配当収益追求ファンド（価格変動抑制型）」
繰上償還（信託終了）（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、弊社の追加型証券投資信託「世界株配当収益追求ファンド（価格変動抑制型）（愛称：はいとうドリ）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、信託財産の状況等に鑑み、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させていただく予定といたしましたので、お知らせ申し上げます。

この繰上償還（信託終了）は、「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従い、書面による決議をもって決定されます。2026年5月19日時点の当ファンドの受益者の皆さまは、書面決議において議決権を行使することができます。

繰上償還（信託終了）は、議決権を行使できる受益者さまの議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。

■ 必要なお手続きについて

賛成の場合 → お手続きの必要はございません。

ご返信がない場合はご賛成いただいたものとみなしますので「議決権行使書面」をご郵送いただく必要はございません。

反対の場合 → 「反対」の意思表示を行ってください。

3ページの「繰上償還（信託終了）に反対する場合のお手続き」をご参照いただき、「議決権行使書面」をご郵送ください。

本件につきご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。
なお、お客さまの口座内容等に関するご照会は、取扱販売会社にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
【コールセンター】0120-104-694 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

敬具

1. 繰上償還（信託終了）を行う理由

当ファンドは2016年10月24日に設定し、日本を含む先進国の高配当利回り株式への投資に加え株価指数先物を活用して株式市場全体の価格変動による影響を極力排除し、配当金を中心に安定的な収益の獲得をめざし運用してまいりました。しかしながら、2026年1月末時点の受益権口数が約2.3億口と信託約款に定める繰上償還（信託終了）の目安となる口数（10億口）を下回っているため、繰上償還（信託終了）の手続きを開始させていただくことといたしました。

2. 手続きの日程と概要

公告日	2026年5月19日	本手続きの対象となる受益者の確定日
議決権の行使期限	2026年6月15日まで	議決権行使書面の受付期限
書面決議の日	2026年6月16日	繰上償還の可否決定日
繰上償還日（予定）	2026年7月23日	可決した場合の繰上償還予定日

- ※ 公告はアセットマネジメントOne株式会社のホームページに掲載します（電子公告）。
（ホームページ：<https://www.am-one.co.jp/>）
なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ※ 書面による議決権の行使については、2026年5月19日現在の受益者の皆さまを対象としております。2026年5月20日以降に取得された受益権口数（2026年5月16日以降に取得申込みをされた受益権口数）は本件の対象とはなりません。ご了承ください。

3. 書面による議決権行使の方法

【繰上償還（信託終了）に賛成の場合】 ⇒ お手続きの必要はございません。

【繰上償還（信託終了）に反対の場合】 ⇒ 次ページのお手続きが必要です。

※書面決議において議決権を行使しない場合（議決権行使書面をご郵送されない場合）は、当ファンドの信託約款の規定に基づき、繰上償還（信託終了）について賛成していただけるものとしてお取り扱いさせていただきます。したがって、当ファンドの繰上償還（信託終了）に賛成していただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

なお、賛成の旨の議決権を行使することも可能です。その際は、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入および記載内容をご確認のうえ、同封の返信用封筒に封入し、アセットマネジメントOne株式会社にご郵送ください。賛成の手続きや記載方法等は次ページの反対の際の手続き方法をご確認ください。

【繰上償還（信託終了）に反対する場合のお手続き】

反対される受益者の皆さまは、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にて、アセットマネジメントOne株式会社にご郵送ください。なお、2026年6月15日までにアセットマネジメントOne株式会社に到着した分を有効とさせていただきます。

議決権行使書面にご記入いただく内容

- a. 記入日
- b. 賛成・反対の別（どちらかに○印をつけてください）
※反対される受益者の方は、「反対」に○印をつけてください
- c. 日中連絡先（電話番号）

<ご記入にあたっての注意事項>

- ・「議決権行使書面」にあらかじめ記載してあります「お名前」、「ご住所」、「販売会社・取扱店」、「議決権数（受益権口数）」をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。
- ・同一の受益者の方が同一の議案に対して、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、重複行使された議案の全ての議決権に関して無効とさせていただきます。
- ・賛成・反対の表示がない議決権行使書面（賛成・反対のどちらにも○印がつけられていないもの）をご郵送いただいた場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

なお、返信用封筒をご使用にならない場合には、以下の宛先にご送付ください。

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング
アセットマネジメントOne株式会社
商品開発部 ディスクロージャーチーム 書面決議受付係

（※同封の返信用封筒は料金受取人私専用のため、別の郵便番号となっています。）

<ご送付いただいた議決権行使書面の取り扱い>

- ・ご記入内容に不備がある場合や判読困難な場合などは、受益者の皆さまの権利保護の観点から、販売会社またはアセットマネジメントOne株式会社から確認のご連絡を差し上げることがありますのでご了承ください。
- ・受益者の皆さまの個人情報はアセットマネジメントOne株式会社のホームページに掲載している「個人情報保護に関する事項 お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則って取り扱い、書面決議に関する事務を処理する目的以外には使用いたしません。また、取得した個人情報は必要な範囲で弊社および販売会社において共有いたします。

4. 繰上償還（信託終了）の実施の判定

繰上償還（信託終了）については、2026年6月16日に賛成・反対の口数を集計し、実施するか否かを判定いたします。

<繰上償還（信託終了）を実施する場合>

書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

可決された場合、2026年7月23日に、当ファンドを繰上償還（信託終了）いたします。償還金は、繰上償還日から起算して5営業日までに、販売会社を通じてお支払いを開始いたします。

<繰上償還（信託終了）を実施しない場合>

書面決議において否決された場合（賛成が3分の2未満であった場合）には、当ファンドの繰上償還（信託終了）は行いません。

否決された場合、繰上償還（信託終了）を行わない旨を、速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

※書面決議の結果は、2026年6月16日（書面決議の日）以降、アセットマネジメントOne株式会社のホームページ (<https://www.am-one.co.jp/>) およびコールセンター（電話：0120-104-694【営業日の午前9時～午後5時】）にてご確認いただけます。

5. ご換金の手続き

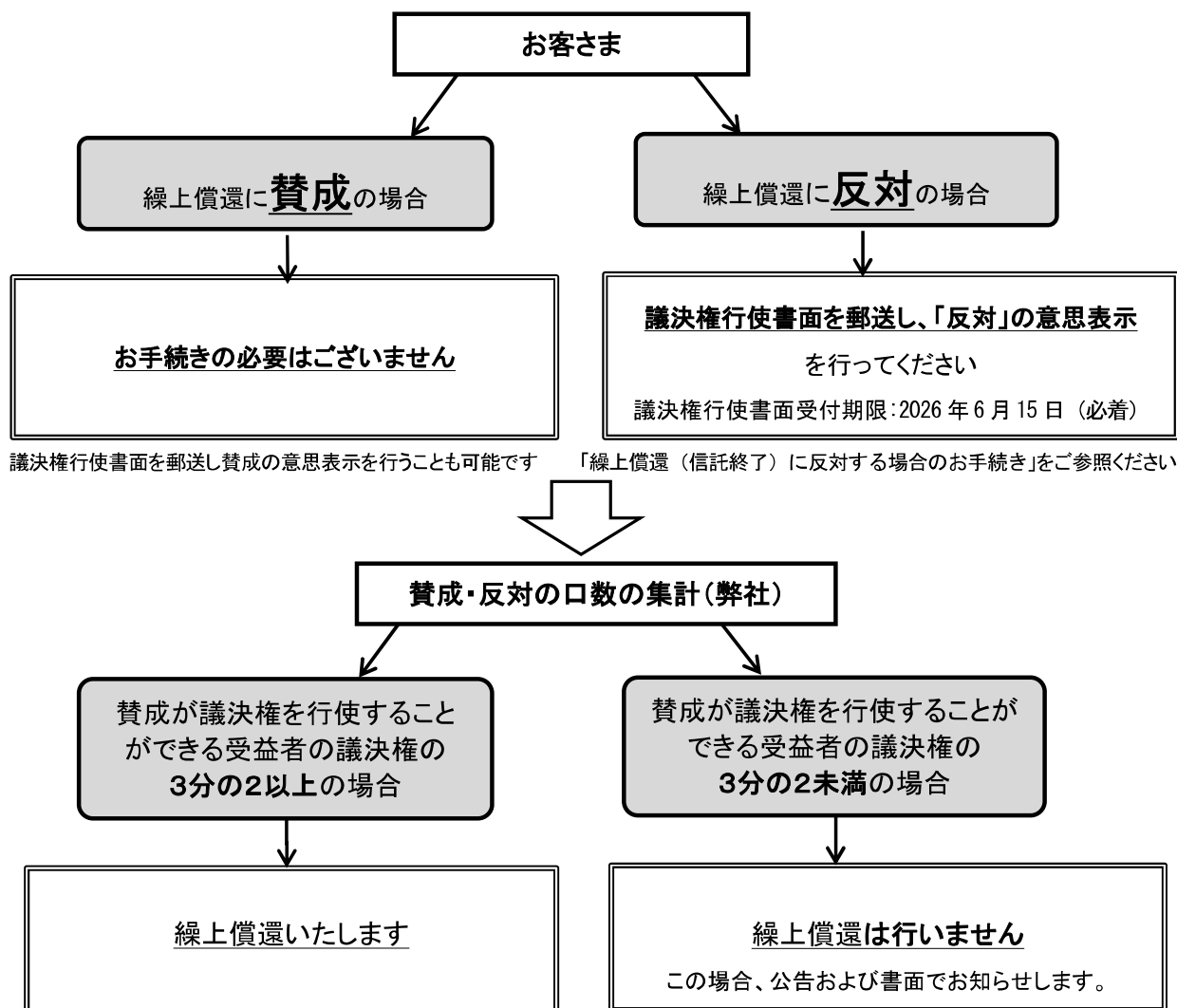
議決権行使期間中、および書面決議の日以降においても、販売会社において通常通り当ファンドのご換金（解約）のお申込みを受け付けております。その際の換金（解約）価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

信託終了日まで当ファンドを保有し、償還金をお受け取りいただくこともできます。

※当ファンドの信託約款の規定に基づき、議決権行使期間中、および書面決議の日以降も通常通りご換金（解約）のお申込みを受け付けているため、反対された受益者の方は受託銀行に対し買取請求をすることはできません。

以 上

<ご参考①> お手続きの流れ



※ 書面決議の結果は、2026年6月16日以降、アセットマネジメントOne株式会社のホームページ (<https://www.am-one.co.jp/>) およびコールセンター（電話：0120-104-694【営業日の午前9時～午後5時】）にてご確認いただけます。

償還金のお受取りについて

線上償還（信託終了）をすることとなった場合、受益者の皆さまが反対の意思表示をされたか否かにかかわらず、線上償還日（2026年7月23日）まで保有いただいた受益者の皆さまには、原則として 線上償還日から起算して5営業日までに、販売会社を通じて償還金のお支払いを開始いたします。詳しくは、取扱販売会社にお問い合わせください。

議決権行使期間中、および書面決議の日以降においても、販売会社において通常通り当ファンドのご換金（解約）のお申込みを受け付けます。なお、換金（解約）申込みの最終受付日につきましては、取扱販売会社にご確認ください。

<ご参考②> 繰上償還（信託終了）に関するQ & A

Q1：なぜ、繰上償還（信託終了）を行うのですか？

当ファンドの純資産総額は低水準で推移しており、受益権口数は信託約款に定められた口数（10億口）を下回る状態となっております。このような状況に鑑み、信託約款に基づく手続きを経て、繰上償還（信託終了）する予定です。

Q2：繰上償還（信託終了）の手続きに対して、受益者として何をしなければならないのですか？

繰上償還（信託終了）に賛成の場合は、お手続きの必要はございません。

繰上償還（信託終了）に反対の場合は、お手続きが必要です。3ページの「繰上償還（信託終了）に反対する場合のお手続き」をご参照の上、お手続きください。

Q3：繰上償還（信託終了）を実施するか否かは、どのように決定されますか？

書面決議により決定します。議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決され、賛成が3分の2未満であった場合には否決となります。

Q4：書面決議（繰上償還するか否か）の結果は、どのようにすれば知ることができますか？

書面決議の結果は、2026年6月16日（書面決議の日）以降、アセットマネジメントOne株式会社のホームページまたはコールセンターにてご確認ください。

ホームページ：<https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：電話 0120-104-694（営業日の午前9時～午後5時）

Q5：繰上償還（信託終了）が決定・実施された場合、買付けた資金はどのようにになりますか？

繰上償還（信託終了）が決定された場合、償還に向けた手続きを進めます。保有資産を売却し現金化するため、運用の基本方針に沿った運用ができなくなり、基準価額は本来の投資対象資産の値動きを反映しなくなる場合があること等にご留意ください。繰上償還（信託終了）の実施後、償還金が支払われます。

Q6：繰上償還（信託終了）が実施された場合、償還価額はいつ分かりますか／償還金はいつもらえますか？

償還価額は償還日に確定します。償還金は、原則として繰上償還日から起算して5営業日まで、販売会社を通じてお支払いを開始いたします。

Q7：繰上償還（信託終了）が実施されないこととなった場合、どのようにになりますか？

書面決議で繰上償還（信託終了）が否決された場合には、運用を継続しますが、純資産総額が小さい場合、運用方針に定められた通りの運用ができない可能性や、投資金額に対してかかる費用の割合が大きくなる場合等があります。

Q8：ファンドを売却することは可能ですか？

繰上償還（信託終了）の可否に関わらず、売却はいつでも可能です。なお、換金（解約）申込みの最終受付日につきましては、取扱販売会社にご確認ください。

その他、ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社のコールセンター（電話：0120-104-694）【営業日の午前9時～午後5時】

書面決議参考書類

アセットマネジメント One 株式会社

「世界株配当収益追求ファンド（価格変動抑制型）」の繰上償還（信託終了）

1. 繰上償還（投資信託契約の解約）の理由および相当性に関する事項

「世界株配当収益追求ファンド（価格変動抑制型）（愛称：はいとうドリ）」は 2016 年 10 月 24 日に設定し、日本を含む先進国の高配当利回り株式への投資に加え株価指数先物を活用して株式市場全体の価格変動による影響を極力排除し、配当金を中心に安定的な収益の獲得をめざし運用してまいりました。しかしながら、2026 年 1 月末時点の受益権口数が約 2.3 億口と信託約款に定める繰上償還（信託終了）の目安となる口数（10 億口）を下回っているため、繰上償還（信託終了）の手続きを開始させていただくことといたしました。

2. 繰上償還（投資信託契約の解約）がその効力を生ずる日

2026 年 7 月 23 日

3. 繰上償還（投資信託契約の解約）の中止に関する条件

特にございませぬ。

4. 繰上償還（投資信託契約の解約）に関する事項について受益者の不利益となる事実

特にございませぬ。

5. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与えた事象

特にございませぬ。

6. 直近の基準価額、純資産総額および受益権総口数（2026 年 3 月 31 日現在）

基準価額	:	8,546 円（1 万口当たり）
純資産総額	:	184,595,189 円
受益権総口数	:	215,993,654 口

7. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

世界株配当収益追求ファンド（価格変動抑制型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 2025年8月15日現在	第19期 2026年2月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,138,469	3,268,145
親投資信託受益証券	211,997,857	195,237,855
流動資産合計	215,136,326	198,506,000
資産合計	215,136,326	198,506,000
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	249,301	228,953
未払解約金	—	100,528
未払受託者報酬	37,195	34,324
未払委託者報酬	993,179	916,473
その他未払費用	3,893	3,578
流動負債合計	1,283,568	1,283,856
負債合計	1,283,568	1,283,856
純資産の部		
元本等		
元本	249,301,575	228,953,519
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△35,448,817	△31,731,375
（分配準備積立金）	24,124,027	23,004,592
元本等合計	213,852,758	197,222,144
純資産合計	213,852,758	197,222,144
負債純資産合計	215,136,326	198,506,000

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 2025年2月18日 至 2025年8月15日	第19期 自 2025年8月16日 至 2026年2月16日
営業収益		
受取利息	7,714	10,575
有価証券売買等損益	7,342,620	1,739,998
営業収益合計	7,350,334	1,750,573
営業費用		
受託者報酬	37,195	34,324
委託者報酬	993,179	916,473
その他費用	3,893	3,578
営業費用合計	1,034,267	954,375
営業利益又は営業損失 (△)	6,316,067	796,198
経常利益又は経常損失 (△)	6,316,067	796,198
当期純利益又は当期純損失 (△)	6,316,067	796,198
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	535,130	△396,222
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△47,625,241	△35,448,817
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,910,582	3,777,937
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,910,582	3,777,937
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	265,794	1,023,962
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	265,794	1,023,962
分配金	249,301	228,953
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△35,448,817	△31,731,375